

## JPI-8S-5-2012 第1刷（H24.11.5発行）の 正誤表（計装設備維持規格）

（2013年9月26日）

頁	該当箇所	誤	正
39	Ⅱ.1表 2.2 2 オリフィスプレート	⑤寸法検査。内径を最低2箇所測定のこと。	⑤寸法検査。内径を最低4箇所測定のこと。
40	Ⅱ.1表 3.3 8 ストレーナ	① 本体内部の腐食・摩耗・変形の確認 ② 汚れの確認	① 本体内部の腐食・摩耗・変形の確認 ② 汚れの確認 ③ ろ過網部の損傷、破れの確認
47	Ⅱ.2表 2.2.1	3 精度検査	3 精度検査 <sup>(1)</sup>
47	Ⅱ.2表 2.2.1 3 精度検査	① 検査は、温度精度確認用器具を用いて比較法などにより測定する。 <sup>(1)</sup>	① 検査は、温度精度確認用器具を用いて比較法などにより測定する。
47	Ⅱ.2表 2.2.1	注 <sup>(1)</sup> 精度検査に用いる温度精度確認用器具は、計量法などにに基づき国家標準とトレーサビリティの取れた計測器とすること。	注 <sup>(1)</sup> 精度検査に用いる温度精度確認用器具は、計量法などにに基づき国家標準とトレーサビリティの取れた計測器とすること。なお、蔵関通達対象温度計については該当する検定及び器差の項を参照。
47	Ⅱ.2表 2.2.1	注 <sup>(2)</sup> 当該温度計と比較温度計との間で応答遅れがなく、比較温度計は適正な周期のもと校正がなされているものであること。	注 <sup>(2)</sup> 比較温度計は適正な周期のもと校正がなされているものであること。
47	Ⅱ.2表 2.2.2	注 <sup>(2)</sup> 当該温度計と比較温度計との間で応答遅れがなく、比較温度計は適正な周期のもと校正がなされているものであること。	注 <sup>(2)</sup> 比較温度計は適正な周期のもと校正がなされているものであること。
60	Ⅱ.3表 2.2	注 <sup>(2)</sup> 当該圧力計と比較圧力計との間で応答遅れがなく、比較圧力計は適正な周期のもと校正がなされているものであること。	注 <sup>(2)</sup> 比較圧力計は適正な周期のもと校正がなされているものであること。
61	Ⅱ.3表 3.2 2 精度検査	① 圧力計の精度は、当該圧力計の2分の1目量以内であること。	① 規定の許容範囲内であることを確認する。精度については、Ⅱ.3付表 1を参考とする。 ② 高圧ガス保安法該当圧力計の精度は、当該圧力計の2分の1目量以内であること。
72	Ⅱ.5表 2.2	3 精度検査	3 精度検査 <sup>(1)</sup>
72	Ⅱ.5表 2.2 5 代替比較検査	① 当該圧力計と比較圧力計との指示差を確認する。 <sup>(1)</sup>	① 当該圧力計と比較圧力計との指示差を確認する。 <sup>(2)</sup>
72	Ⅱ.5表 2.2	注 <sup>(1)</sup> 比較圧力計は適正な周期のもと校正がなされているものであること。	注 <sup>(1)</sup> 蔵関通達対象圧力計については該当する検定及び器差の項を参照。 注 <sup>(2)</sup> 比較圧力計は適正な周期のもと校正がなされているものであること。
82	2.2 通常検査	調節弁に作動信号を与え、その作動状態に異常がないことを目視にて検査する。また、高圧ガス保安法に規定される緊急遮断弁においては、上記2.1の“目視検査”及び作動検査に加え、その弁座漏れ検査を実施する。	調節弁に作動信号を与え、その作動状態に異常がないことを目視にて検査する。また、高圧ガス保安法に規定される緊急遮断弁においては、1年に1回以上2.1の“目視検査”及び作動検査、弁座漏れ検査を実施する。
97	Ⅱ.7表 2.2 1 警報作動試験	① 警報設定値の1.6倍の濃度の標準ガスを与え、あらかじめ設定されたガス濃度において自動的に検知及び警報を発することを確認する。 ② 検査時に警報応答時間（警報設備の発信に至るまでの遅れ時間）を検査する。	① あらかじめ設定されたガス濃度において自動的に検知及び警報を発することを確認する。 ② 警報設定値の1.6倍の濃度の標準ガスを与え、警報応答時間（警報設備の発信に至るまでの遅れ時間）を検査する。